

# 入居資格（家族向ポイント方式）

申込書配布期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

## 1 申込者が東京都内に継続して3年以上居住していること

申込者・申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、都営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が、東京都内に継続して3年以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、20歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

## 2 同居親族がいること

同居親族・申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。

同居・他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 申込書配布期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
  - (2) 内縁関係の方との申込みは、申込書配布期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「未届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
  - (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
    - ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに入籍できること。
    - イ 申込書配布期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
    - ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が「3 入居する世帯が次のいずれかにあてはまること」の区分で、高齢者世帯または心身障害者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
- ※2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
- ※3親等内の血族・姻族…上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
  - (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。  
なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込書配布期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は都営住宅に入居できます。

### 3 入居する世帯が次のいずれかにあてはまること

申込区分	番号	資格要件
ひとり親世帯 (父子・母子世帯)	013 ・ 014	申込者が配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。）のいない方であり、同居親族全員が20歳未満の申込者の子であること。
高齢者世帯	015	申込者が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。） イ おおむね60歳以上の方（申込書配布期間に57歳以上の方） ウ 18歳未満の児童 エ 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 オ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定1度～3度） カ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）
心身障害者世帯	016	申込者または同居親族が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者 イ 重度または中度の知的障害者（愛の手帳の場合は、総合判定1度～3度） ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者 （障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。） エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者
多子世帯	017	同居親族に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が都営住宅に入居できること。
特に所得の低い一般世帯	041	申込者および同居親族の年間所得の合計が家族向ポイント方式所得基準表「特に所得の低い一般世帯」の範囲内であり、かつ次の（1）または（2）にあてはまること。 （1）申込者および同居親族の全員が申込書配布期間に、生活保護または「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援給付を受給している世帯であること。 （2）申込者が40歳以上であり、かつ同居親族全員が①40歳以上または②18歳未満の児童のいずれかにあてはまること。

### 4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、家族向ポイント方式所得基準表の家族人数に応じた所得基準の範囲内であること。

## 5 住宅に困っていること

住宅や土地の所有者、公営住宅の名義人がいないこと。

(1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本（滅失登記）の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記簿謄本等の提出が必要です。

(2) 申込者および同居親族に、公営住宅（都営住宅・区市町村営住宅等）の名義人がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 居住している住宅の住戸専用面積が下の入居資格基準表にあてはまること。

入居資格 基準表	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	居住人数	住戸専用面積 (壁芯)	壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。また、住戸専用面積にはバルコニーは含みません。
	2人	29㎡未満	5人	56㎡未満	
	3人	39㎡未満	6人	66㎡未満	
	4人	50㎡未満	7人	76㎡未満	

イ 通勤時間が片道90分以上かかっており、都営住宅に入居することにより片道30分以上短縮されること。ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方は、通勤時間が片道60分以上かかっている場合は対象とします。

ウ 木造または簡易耐火構造の公営住宅、もしくは浴室のない公営住宅に入居していること。

エ 歩行障害が著しい高齢者または障害者で、敷居、浴室、トイレ等に段差があるため、居室内の移動に介助者等を必要としていること。

※申込みできる住宅は、エレベーターのあるスーパーリフォーム住宅およびバリアフリー仕様住宅のみです。（地区一覧の仕様等欄でお確かめください。）

なお、スーパーリフォーム住宅は、居室内のみ段差を解消しており、玄関・浴室、トイレ等には多少の段差があります。また、エレベーター欄が「一部有」の地区を申込みした場合は、エレベーターがある棟にあき家が出来るまでお待ちいただきますので、あっせんまで時間がかかることがあります。

## 6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。